

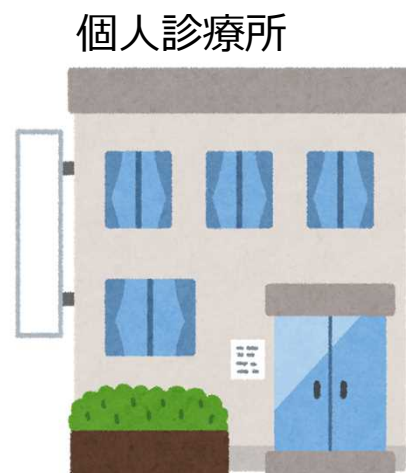
承継

承継 -個人診療所を医療法人化する場合(開設者の変更)-

- 保険医療機関等を法人化する場合(開設者の変更)は、「承継」の手続が必要です。

※医療機関等コードの変更がない場合、承継手続は必要ありません。

承継手続を行う方



承継 -親から子など、実質的な診療体制等を継続する場合-

- 保険医療機関等の設備等を引き継ぐ(実質の診療体制の継続)場合、「承継」の手続が必要です。

※医療機関等コードの変更がない場合、承継手続は必要ありません。

承継手続を行う方



承継 –保険医療機関等の住所を移転する場合–

- 保険医療機関等の住所を移転する場合、「**承継**」の手続が必要です。

例)

- ・建て替えのため、隣接する土地に診療所を新築した場合。
- ・チェーン薬局内などにおいて、駅の西口にある施設を東口に移転し、調剤体制が継続している場合。
(A県にある施設を、B県に移転するようなケースも含まれます。)

※医療機関等コードの変更がない場合、承継手続は必要ありません。

承継手続を行う方

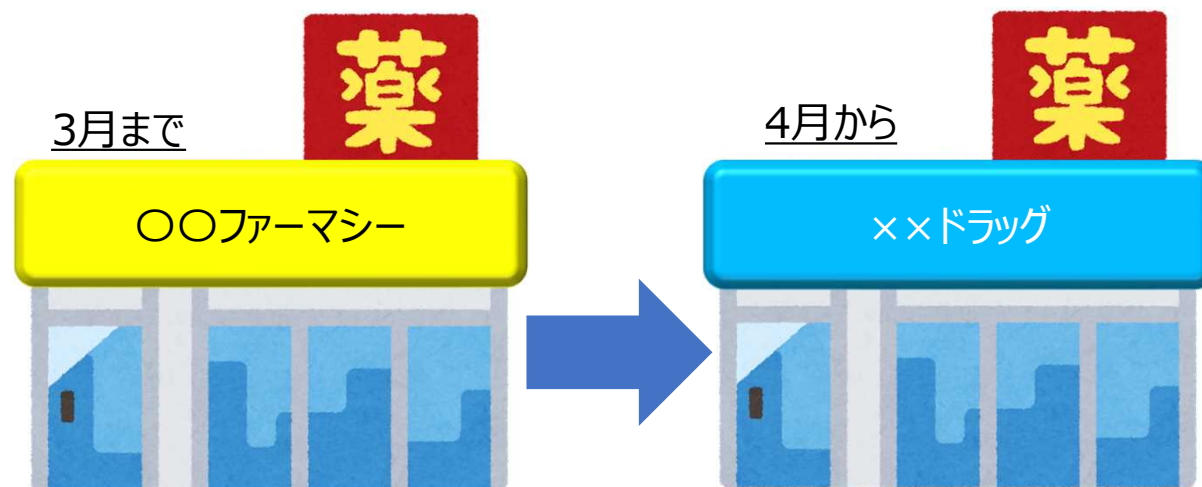


承継 - フランチャイズ契約先の変更後も、実質的な調剤体制を継続する場合 -

- フランチャイズの契約先が変更となったが、実質的な調剤体制を継続している場合、「承継」の手続きが必要です。

※ 医療機関等コードの変更がない場合、承継手続は必要ありません。

承継手続を行う方



承継手続について

- 下記の「承継手続を行う方」を押下いただくと、承継手続をポータルサイトから実施することができます。



承継手続を行う方

